





(通知に関する特例)

第三百九十二条の二 昭和二十七年  
度分の固定資産税に係る第三百八  
十九條第一項又は第三百九十一條

第一項の規定によつて道府県知事  
又は地方財政委員会が配分する固  
定資産の価格の通知は、これらの  
規定による期限にかかわらず、昭  
和二十七年六月三十日までにしな  
ければならない。

第四百十一条の次に次の二條を加  
え。

(昭和二十七年度分の固定資産税  
を課する固定資産の価格の決定の  
特例)

第四百一一條の二 昭和二十七年度  
度分の固定資産税を課する固定資產

の価格の決定に限り、第四百十條

第一項の規定中「二月末日」とあ  
るは「昭和二十七年六月三十日」

と読み替えるものとする。

第四百十六條の次に次の二條を加  
える。

(昭和二十七年度分の固定資産税  
に係る固定資産課税台帳の総覧期  
間の特例)

第四百十六條の一 昭和二十七年度

度分の固定資産課税台帳の総覧期  
間は、第四百十五

條第一項本文の規定にかかわら  
ず、昭和二十七年七月一日から同  
月十日までの間とする。

第四百十八條の次に次の二條を加  
える。

(道府県知事に対する昭和二十七  
年度分の固定資産の価格の概要調  
書の送付の特例)

第四百十八條の二 昭和二十七年度  
度分の固定資産の価格の概要調  
書の送付をしたものとする。

作成及び送付に限り、前條本文の  
規定中「第四百十條」とあるのは  
「第四百十一條の二」と、「毎年四  
月中」とあるのは「昭和二十七年  
八月中」と読み替えるものとする。

第四百二十九條の次に次の二條を  
加える。

(昭和二十七年度分の固定資産評  
価審査委員会の審査のための会議  
の開会の期間の特例)

第四百二十九條の一 昭和二十七年  
度の固定資産評価審査委員会の審  
査のための会議の開会の期間は、  
第四百二十八條第一項本文の規定  
にかかわらず、昭和二十七年七月  
一日から同年八月十日までとす  
る。但し、特別の事情がある場合  
においては、当該市町村の条例の  
定めるところによつて、これと異  
なる会議の期間を定めることができ  
る。

第四百二十九條の二 昭和二十七年  
度分の固定資産を課する固定資產  
の価格の決定に限り、第四百十條

第一項の規定中「二月末日」とあ  
るは「昭和二十七年六月三十日」

と読み替えるものとする。

第四百二十九條の三 第一項中「納  
付する場合」の下に「(第六條の六  
付する場合)」とある。但し、返還さ  
せる場合を含む。」を加える。

第七百六十三條の三 第一項中「納  
付する場合」の下に「(第六條の六  
付する場合)」とある。但し、返還さ  
せる場合を含む。」を加える。

第七百六十五條第二項中「前項」  
を「第一項」に改め、同項を同條第  
三項とし、同條第三項を同條第四項  
とし、同條第一項の次に次の二項を  
加える。

2 第十六条の六 第二項の規定によ  
つて徵収猶予をした事業税に係る  
地方団体の徵収金については、前  
項本文の規定にかかる場合は、  
徵収猶予をした期間内にこれを完  
成することができる。

この法律は、公布の日から施行す  
る。

附 則

この法律は公布の日から施行す  
る。

三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、  
同條第一項の次に次の二項を加え  
る。

地方財政平衡交付金法の一部を改  
正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改  
正する法律案

五年法律第二百十一号の一部を次  
のように改正する。

第十九條第一項中「錯誤があつた  
ことを発見した場合においては、當  
該地方団体が受けるべきであると  
された交付金の額に不足があるとき  
はこれを交付し、超過額があるときは  
これを減額し、又は返還させること  
ができる。

但し、返還させる場合においては、  
その方法について、あらかじめ、當  
該地方団体の意見をきかなければ  
ならない。」を「錯誤があつたことを  
発見した場合で、當該地方団体につ  
いて基準財政需要額又は基準財政收  
入額を増加し、又は減少する必要が  
生じたときは、錯誤があつたことを  
発見した年度又はその翌年度におい  
て、規則で定めるところにより、そ  
れぞれその増加し、又は減少すべき  
額を当該地方団体に交付すべき交付  
額を限度として、これを当該

年度の交付金から交付し、交付年  
度分として交付を受けた交付金の  
額が交付を受けるべきであつた交  
付金の額に満たないときは、當該

年度の交付金から交付し、交付年  
度分として交付を受けた交付金の  
額が交付を受けるべきであつた交  
付金の額をこえることとなる地方  
団体について、交付年

度分として交付を受けた交付金の  
額が交付を受けるべきであつた交  
付金の額をこえることは、當該超  
過額を限度として、これを返還さ  
せることができる。但し、返還さ  
せる場合においては、その方法に  
ついて、あらかじめ、當該地方團  
体の意見を聞かなければならな  
い。

政府におきましては、これら問題  
について鋭意研究を重ねてゐるのでは  
あります。現行地方税制の全般にわ  
たる改正は、さらに慎重な準備をもつ  
てこれを他日に期することとし、今國  
会においては、さしあたり必要な最小  
限度の改正を行ふこととしたいたした次  
第

二十條第二項中「前條第一項及  
び第四項」を「前條第一項、第二  
項及び第五項」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 改正後の地方財政平衡交付金法  
第十九條第一項及び第二項の規定  
までに改め、同條第四項中「第一項  
及び第二項」を「第一項から第三項  
までに改め、同條第二項を同條第

は、昭和二十五年度分の地方財政  
平衡交付金でその額の算定の基礎  
に用いた数に錯誤があつたものに  
ついても、適用する。

○岡野國務大臣

ただいま議題となりました地方税法  
の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び  
内容の概要を御説明申上げます。

御承知の通り現行地方税制は、両次  
にわたるシャウプ勧告の趣旨とする  
ところのつとり、地方財政自主権の強  
化充実及び住民負担の合理化を目指  
して、従前の地方税制を根本的に改革  
したものでありまして、その施行以来  
漸次所期の成果を上げて参つたのであ  
りますが、何分にもそれが根本的な改  
革でありましたことと、最近における  
社会経済事情の変化によりまして、  
これに相当の修正を加える必要がある  
ものと認められるに至つたのであります。

次に本法律案の内容について御説明  
申し上げます。改正の第一点は、市町  
村民稅の法人稅割及び法人の事業稅に  
ついてであります。すなわち、市町村  
の法人稅割及び法人の事業稅の納  
期限は、法人稅の場合と同じく、事業  
引の実情にかんがみ、その徵收の円滑

を期するため、法人税法の改正に準じたの申しますが、これがため、昭和二年の一の額以内において、三月を限度としてその徴収を猶予することいたしました。改正の第二点は、附加価値税についてであります。附加価値税は、現行地方税法において創設されたのであります。附加価値税は、我が国社会経済に及ぼす影響が甚大であることから施行準備の万全を期するため現行地方税法制定の際、二箇年間その施行を延期することとされたのであります。附加価値税は、現行地税法において創設されたのであります。附加価値税は、現行地税法において創設されたのであります。附加価値税は、現行地税法において創設されたのであります。附加価値税は、現行地税法において創設されたのであります。

以上が本法律案の提案理由及びその内容の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決せられんことを希望する次第であります。次にただいま提出いたしました地方法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

本法律案は、地方財政平衡交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見いたしました場合において、簡易に必要な調整的措置をとることができるように、所要の規定を整備しようとするものであります。以上は、本改正法律案の内容の概要について説明申し上げます。

改正の第一点は、地方財政平衡交付金の額が決定した後ににおいて、その額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体の基準財政需要額または基準財政収入額に加算または減額する方法によつて調整し、この額の算定の基礎と申しますが、地方財政需要額または基準財政収入額とするところができるようにならうとするものであります。

改正の第二点は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、本税創設以来、評価基準の作成等所要の事項について努力を重ね、本税運営の最も重要な点である評価の適正化に万全を期して参ったのであります。何分にも固定資産の評価といふことは初めての試みでありますため、まだ完全とは言ひ得ないのあります。従つて、来年度におきましても、お評価につき十分な調査をいたし適

正なものとして行く必要が痛感され、あります。昭和二十七年度分の固定資産税にかかる固定資産の価格決定の期限を六月末日まで四ヶ月間延期し、それまでの間は、前年度分の固定資産税の課税標準となつた価格に基いて仮徴収し、八月以降の収の合理化とをはかることとしたのであります。

以上が本法律案の提案理由及びその内容の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決せられんことを希望する次第であります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

改正の第二点は、錯誤にかかる数を用いた年度後の年度において、以上の内容において本決定価格に基づいて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化とをはかることとしたのであります。

にいろいろ数字が一致していない点がありますことは、出発早々のときのござもなさでございまして、将来やはり平衡交付金の算出の基礎であるところの規則を法律に直し、同時に地方財政委員会をもう少し督励しまして、りつぱな数字を出して、これによって十分政府並びに皆様方の御納得の行くような方法にして、平衡交付金を出させる、こういうことに進んで行きたい、こう考えております。

○床次委員　ただいまの御答弁によりまして、政府も将来改正のことを考えておられるようございますが、現在御提案になりました改正法律案は、もつぱら予算において決定せられました交付金を、いかにして事実に即するよう配付するかというお考えで、けつこうなお考えだと思ひます。しかしながら最初の交付金額をいかにきめるかといふことは、より一層大事なことでありまして、ただいまいろいろお葉もありましたが、この点につきましては、できるだけ早くわれわれも結論を出したいと思つて、特にこの点、政府当局に御研究をしていた

ところ、政府法律案が提出せられておりましたことは、出発早々のときのござもなさでございまして、将来やはり平衡交付金の算出の基礎であるところの規則を法律に直し、同時に地方財政委員会をもう少し督励しまして、りつぱな数字を出して、これによって十分政府並びに皆様方の御納得の行くよう

方法にして、平衡交付金を出させる、こういうことに進んで行きたい、こう考えております。

○岡野國務大臣　一言前段の方の御希望に対し申し開きをいたしておられたことを、何とかお考えになつておられるかどうか、伺いたい。

○岡野國務大臣　一言前段の方の御希望に対し申し開きをいたしておられたことを、何とかお考えになつておられるか、どうか、伺いたい。



これを分譲しなければならぬといふよ  
うな状態でございますので、半分を府  
県税にし、半分を市町村税として残し  
ておくということ。それからなお固定資産税の評価につきまして、い  
ろいろ議論があつたのであります。が、  
この全国的調整をはかるために、地方  
財政委員会及び府県の段階におきまし  
て、個々の市町村の評価について強力  
にこれを調整する方法をとる。しかし  
大規模な償却資産については、国税を  
きめる場合に税務署においてきめて、  
これを地方に通知する。こういうよう  
なことを考えております。なお税率に  
つきましては、適正な評価をいたしま  
すと相当上るということになりますの  
で、税率は、大体現在の税収入から割  
出した額を確保し得る程度に税率を引  
下げる、つまり百分の一・六を下げる  
という考え方であります。それから雑税  
といいたしましては、広告税と乗客入税  
を廃止する。なお申し落しましたが、  
そういう点が税制懇談会で申されてお  
りました結論でございます。

○大農委員 今度の改正案は、税率の  
改正を前提としての大改正であらうと

思いますが、通常国会で税率を引下げ  
て、全般にわかつて改正を行われると

いう前提のもとにやるとするならば、  
当然な措置として見られるのですが、  
今秋田さんの言われるには、附加税

税などは葬つてしまふといふような話  
ですが、どうも附加税を、実施も

しないうちに葬つてしまふことは、は  
なはだ不都合だと思います。しかし政  
府の方針がそういうふうにきまればや  
むを得ないのでですが、今日地方税を論

ずる場合には、地方税の税源は、ほと  
んど事業体を目標としているような建  
設にあつてみれば、全国的に事業の分  
布を、政府の力によつてやるなら、こ  
れは公平なこともできるかも知れない  
が、事業設置、あるいは企業計画は、  
みな民間の自意によつて行われるので  
あります。その土地においては、いわゆ  
る税収入は上りますが、その事業を移  
動することができなければ、結果不公  
正な立場に立至る、こう思うのであり  
ます。そこで附加税は完全なもの  
ではないけれども、今日のような中央  
地方を通じて税の公平な負担をする  
という建前から立つたならば、やや完  
全に近いものだと私は信していける  
が、改正是、本当に税の立場でや  
るか、税の立場でやるか、あるいは枝葉末節のことのみの処置をせ  
られて、根本的な改革はまだでき上つ  
ておらぬよう見られるのであります。  
○岡野國務大臣 今度の改正案は、税率の  
改正を前提としての大改正であらうと  
思いますが、通常国会で税率を引下げ  
て、全般にわかつて改正を行われると  
いう前提のもとにやるとするならば、  
当然な措置として見られるのですが、  
今秋田さんの言われるには、附加税

税などは葬つてしまふといふような話  
ですが、どうも附加税を、実施も  
しないうちに葬つてしまふことは、は  
なはだ不都合だと思います。しかし政  
府の方針がそういうふうにきまればや  
むを得ないのでですが、今日地方税を論  
じて、今後に処したいと存じます。  
○立花委員 忘れたので一言。どうも  
在しないところへ法人税割をかけたと  
ころで、地方税の税収の均衡をはかれ  
ないじやないか、こういうことはよけ  
いなことだと盛んに言つたのですが、  
とうべく実行してしまつた。実行して  
みれば、やはり事業のあるところには  
税収が見込まれるけれども、法人のな  
いところは、さつぱり潤わないという  
結果になつてしまつた。それだから改正是  
するということになつておりますが、  
政府のやることは、これほどの国民の  
支持を得て力ある基盤に立つていかが  
ら、やることはきわめてへまだと思う  
が、ひとつ岡野國務大臣は、地方税の  
改正是、あつたならば、あくまでも税の立場  
であつたならば、あくまでも税の立場  
でやつていただきたいと、いうことを、  
つけ加えて國務大臣に要望しておきま  
す。

○野村委員長代理 立花敏男君。  
○岡野國務大臣 お答え申し上げま  
す。ただいま御激励をこうむりまして、  
私としてはありがたく思つておりま  
す。たゞいま秋田局長から御説明申し  
上げました点は、大体において税に関  
するにあつて、岡野國務大臣の非常  
な御努力を期待するのであります。今  
までのようだ、どうもやつたものがま  
ずい、ここは少し直さなければならぬ  
といふような未節的なものでなくして、  
根本的な改正を私は要望したいと思  
うのであります。たとえばさつきお話を  
よく、法人税割は抵抗の弱いところ  
ばかりに税金をかけるといふ悪いこと

をやつている。私はどうもこういふこ  
とはやるべきじやないということを、  
再々申し上げておるのであります。なおまた  
地方によつては企業が存在しない。存  
在しないところへ法人税割をかけたと  
ころで、地方税の税収の均衡をはかれ  
ないじやないか、こういうことはよけ  
いなことだと盛んに言つたのですが、  
とうべく実行してしまつた。実行して  
みれば、やはり事業のあるところには  
税収が見込まれるけれども、法人のな  
いところは、さつぱり潤わないという  
結果になつてしまつた。それだから改正是  
するということになつておりますが、  
政府のやることは、これほどの国民の  
支持を得て力ある基盤に立つていかが  
ら、やることはきわめてへまだと思う  
が、ひとつ岡野國務大臣は、地方税の  
改正是、あつたならば、あくまでも税の立場  
であつたならば、あくまでも税の立場  
でやつていただきたいと、いうことを、  
つけ加えて國務大臣に要望しておきま  
す。

○野村委員長代理 立花敏男君。  
○岡野國務大臣 お答え申し上げま  
す。ただいま御激励をこうむりまして、  
私としてはありがたく思つておりま  
す。たゞいま秋田局長から御説明申し  
上げました点は、大体において税に関  
するにあつて、岡野國務大臣の非常  
な御努力を期待するのであります。今  
までのようだ、どうもやつたものがま  
ずい、ここは少し直さなければならぬ  
といふような未節的なものでなくして、  
根本的な改正を私は要望したいと思  
うのであります。たとえばさつきお話を  
よく、法人税割は抵抗の弱いところ  
ばかりに税金をかけるといふ悪いこと

をして、いかにして両院の御希望に沿  
い得るかということを検討し始めお  
る次第でございます。

○立花委員 非常に漠然としたもの  
で、大蔵大臣の態度ならばそれでも私  
も了解できるのですが、岡野さんは  
大蔵大臣あるいは大蔵省の意見にあき  
らまないで、非常に地方財政のためを  
お思ひになつて、この平衡交付金のた  
めには特に尽力なさつておられた方で  
あります。ああいう決議案が通つた以  
上は、大蔵省のあるいは大蔵大臣のそ  
ういうあいまいな態度を追究なさつ  
て、もつとほつきりした具体的な案を  
お立てになるのが、岡野さんの立場じ  
やないかと思ひますが、今承りますと、  
大蔵大臣のあいまいな態度とあまりか  
わらないような態度であるが、そ  
うことは今まで岡野さんを信用し  
て参りましたのが、非常に裏切られた  
よな気持がするのであります。も  
つとはつきりした案を最近においてお  
立てになる意思はないかどうかとい  
ふことを、重ねてお伺いいたします。

○岡野國務大臣 これは御承知の通り  
に国家財政を動かすという結論に到達  
するものでござりますから、大蔵大臣  
が主管大臣でございまして、同時にあ  
の決議案は政府全体に対して御決議く  
だすつたことと思います。私はむ  
ろん地方財政委員会のために今まで  
その通り、また将来もその通り地方財  
政委員会の意見を尊重いたしまして、  
できるだけその方向に進んでおる次第  
でございますが、ああいう決議案がお  
きましたから、われくは開僚一同で善  
處しよじやないか、それにはどうい  
う方策をとつたらいいかということを

検討し始めておると、こう申し上げておる次第であります。

○立花委員 せつがくひとつ御検討なさつて、具体的な案を至急お出し願いたいと思う。

それから十五日、あさつてですか、市町村長会議、市町村会議長会議がありまして、全国大会をやられるのです。が、おそらく国会にも参ると思うのですが、あの人たちの一番問題にしておられますのは、やはり前年度より平衡交付金非常に少かつた、二〇%ばかり少かつた、この問題が非常に大きな関心的になつておるわけであります。

この問題に関して、先般委員会でお尋ねしましたところ、それは今後の中止する場合に答弁する必要がありますので、重ねて伺つておきますが、そういう方法でこの際残余の平衡交付金を補正予算に含まれております百億の増額が決定されました場合には、昨年度より減りました市町村に対する平衡交付金をカバーするというように、前回言明なさつた方針を、やはり今でも貫く考え方おられますかどうか、再確認をしておきたいと思います。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。先般私が申し上げました通りに運営して行く考えでございます。それは御確認くだされば、前言はその通り私は実行するつもりでございます。

○立花委員 それから平衡交付金の改定に入りたいと思います。それが、先般この委員会で、岡野さんは、平衡交付金の制度は毎年こういふう

な政府と地方自治体の間にトラブルが起るし、地方の財政に対して非常にさういう觀点にお立ちになりますと、どうしても平衡交付金法の根本的な改正、地方自治の確立のためにつくりま

した地方財政平衡交付金法が、地方自治のために障害になるというようなものであれば、これはどうしても根本的な改正が必要だと思うのであります。が、岡野さんの御意見では、どううういう觀点が地方自治の支障になる点である

た。ればいいのか、そういう点についての御意見を、根本的な点で簡単でよろしくうござしますから承らせていただきたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。これは御承知の通りに昨年以来平衡交付金をめぐりまして、いろいろ御意見を、根本的な点で簡単でよろしくうございますから承らせていただきたい。

○立花委員 大体それはいつごろ御提出になる予定でございますか。

○岡野国務大臣 問題が非常に大きく述べますから、もし朝令暮改、たびたび法律を改正するということを私は好みませんから、十分なる検討をし、これなら大丈夫だというような結論を得ましたときに、これを提出したい、こう考えております。

○立花委員 その場合には多分地方税法の改正と同時にやりになるのだろうと思いませんが、どうでござりますか。

○岡野国務大臣 むろん平衡交付金法と地方税法と相関連して出ることになります。

○立花委員 それから具体的な内容ですが、基礎に用いた数について錯誤があつたのを発見いたしました場合とあるのですが、錯誤の中に入るような御説明がいまいなんです。岡野さんの提案理由の説明によりますと、地方財政委員会と大蔵省との間の数字の相違、これも何か錯誤の中に入るような御説明があるのですが、錯誤といふ字が非常にあつたのですが、私は考えているものでないが、こう私は考えているものでございますが、何かこの欠陥を是正いたしまして、地方財政の確立に寄与しない善後策を考えているのでございま

す。ただいま局長が申し上げましたよろしく、地方財政平衡交付金法の改定に入らぬと思いまして、いろいろな税収入の額にスライドして出

うに考えておるのだがござますが、そ

程度、そういうようなスライドすることにしておいた上に、なお酒とかタバコとかの配付税を地方に分割還付して、そうして地方財政を充実して行きたい、こういうようなことも一つの方法でございましょう。いろいろな方法の角度からそれを検討しまして、今までのような地方政府に迷惑のかからないような方法に、平衡交付金法を根本的に改正して行きたい、こう私は考えて、ただいま事務局をして十分研究をさせている次第であります。

○立花委員 大体それはいつごろ御提出になる予定でございますか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。これは大蔵省との間の数字のやり取りの錯誤ではございません。地方財政委員会に各地方公共団体から出来たた数字に錯誤があつたということでございまして、詳しく事務的に御説明申し上げますから、御了承願いたいと思います。

○立花委員 この点は、今大臣が申されましたように、個々の地方団体に平衡交付金を配分いたす場合に、個々の団体から出て来ました数字、これが間違つておつた、これを訂正するのに、統計の間違いといふようなことがあります。たとえば児童虐待などのが趣旨でございます。たとえば児童数、人口数といふものをとります場合に、統計の間違いといふようなことがあります。それだけ狂つて来るわけでござります。

○立花委員 それから税法の問題についてお聞きしたいのです。さいぜん税に関する懇談会のことについて、局長から御説明があつたのですが、税に関する懇談会と地方財政委員会との関係、税に関する懇談会は地方財政委員会にどういう拘束力を持つておるか、また税に関する懇談会の意見といふものには、政府に対してあるいは自治庁関係に対して、どういう法的な関連を持つておるか、税に関する懇談会自身どのように開催する懇談会についてのお話を聞つておるか、税に関する懇談会の責任でございまして、内閣から法案が出るわけですから御説明願いたいと思います。

○立花委員 規模の大きい小さいはあるりますが、その場合同じような問題が起るのです。統計の間違いであると簡單におつしやいますが、統計のどちらが、内閣から法案が出るわけでもございません。その法案を審議研究する一つの資料と申しますが、よりどころとしまして、特に内閣に税制懇談会を設置されて、その意見を微されたものであるとわれくは考えておりま

うじやなしに、総額の算定あるいはいろいろな場合の考え方の相違のようないつも錯誤の中に入るのかどうか、そなりますと問題が大分大きいのであります。この錯誤という言葉をもう少し明確に、具体的にひとつお示し願いたいと思います。

○立花委員 この錯誤は純然たる事務的な間違いであります。意見の相違によつて狂うというようなものはなるべく避けまして、客観的にあるものをつかまえておるのであります。従つてその間違いは純然たる事務的な間違いであります。意見の相違によつて狂うといふような問題は含まれておりません。

か、それを承つておきたいと思います。

○萩田政府委員 基準財政需要なり、基準財政收入において用います数字は、意見の相違によつてどうにでもなります。この錯誤といふ字をもう少し明確に、具体的にひとつお示し願いたいと思います。

す。それから地方財政委員会は、これまで税法の改正につきまして、直接の権限はないわけでありまして、一般地方財政の見地から、内閣にいろいろな情報なり意見なりを申し述べるという程度でございます。

○立花委員 税に関する懇談会を内閣がおつくりになつたと言われますが、これは法制上のものでも何でもないと思ひであります。その点もと明かにしていただきたいのと、それから税に関する懇談会の地方税に関する根本的な考え方、非常に反動的と申しますが、これは地方の自治体も指摘しているところで、特に市町村あたりの指摘しているところなんですが、非常に逆行的な改革案をお考へになつてゐるところに問題があり、税制懇談会の税に関する根本的な考え方について、内閣が言ふところに問題があり、税制懇談会が従わなければならないといふのであれば、それが意見を出したいものであります。同時に、ただちに地方財政委員会で十分検討していただきたいと思います。特に今局長が言われましたように、法的な根拠もないものであります。それで、とにかく、税金の責任まで、税金で負わなければならぬ。しかも、これは国税、法人税と、府県税たる事業税の法人分それから市町村民税中の法人税制、この三つのものが、ほとんど納期を同じくして納付されますので、かりにそれが納付されると、それにそれが受けの利益が上つているところであつても、現金繰りという問題が、個々の法人についてもござりますし、また十分客観的に御批判があつてしまふべきだと存じます。

それから内容に入りますが、この内閣に対する問題だけが、特に取上大企業に対する問題だけが、特に取上容全体を貢きまして、どうも法人とか企業に対する問題だけが、特に取上げられておりまして、個人の問題があまり取上げられていないのです。そういう点で一部修正が非常にへんぱな形になつてゐるが、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○萩田政府委員 おつしやいますように、この税に関する懇談会は法的なものではございません。従いまして、その出ました結果が、法律的に政府を拘束するとか何とかいうものではありません。それから懇談会で出ました考え方にお尋ねになつたわけでございますが、地元の財政委員会といたしましては、懇談会の考え方あるいは個々の点等を全部ひつくるめまして、検討中でございます。まだこれに対してもうのこうのことを申し上げない方が、かえつていいんじゃないかと考えております。

○立花委員 十分お知りになつておつて、そういう御答弁をなさるでしょが、とにかくせん申し上げました。が、とにかくせん申し上げました。

○立花委員 たゞ、税に関する懇談会の税に関する問題だけが、特に取上げられておりまして、個人の問題があまり取上げられていないのです。そういう点で一部修正が非常にへんぱな形になつてゐるが、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○萩田政府委員 おつしやいますように、この税に関する懇談会は法的なものではありません。従いまして、その出ました結果が、法律的に政府を拘束するとか何とかいうものではありません。それから懇談会で出ました考え方にお尋ねになつたわけでございますが、地元の財政委員会といたしましては、懇談会の考え方あるいは個々の点等を全部ひつくるめまして、検討中でございます。まだこれに対してもうのこうのことを申し上げない方が、かえつていいんじゃないかと考えております。

○立花委員 たゞ、税に関する懇談会の税に関する問題だけが、特に取上げられておりまして、個人の問題があまり取上げられていないのです。そういう点で一部修正が非常にへんぱな形になつてゐるが、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

愚典になることは明瞭であります。この点は今までの御説明では、どうも私ども納得できぬのであります。それから荻田君は固定資産の問題は、大企業も小さいところも同じだと言われましたが、これはやはり違うのではないか。たとえば自分の持つて住んでおります家の固定資産評価の問題は、そう毎年々々変化はありませんが、これが毎年違う、それが大きな問題だというのは、大企業の固定資産だと思ひますが、こういふ問題をかりの評価でおやりになるということは、実際上は一体どういふことになつておるのか。自分の住んでおります家は、去年とあまり違わないと思うのですが、大きいのになつて来ると大きな開きがあると思う。現在大きな固定資産に対する評価が、どの程度完全なものに行われておつて適切でないものがどれだけあるのか、これを御説明願わないと、この内容がわからぬわけであります。

○荻田政府委員 第一の法人の納期の問題であります。

この申しおこしによれば、今年度の正式決定の期日を延ばしまして、その間に十分な研究を行いたいと申しますから、やはり納期を延ばさなければなりません。

○立花委員 固定資産には問題がある。だらうと思うのですが、しかし一体そこらにあります個々の市民の住んでおられます家についての評価で、一体どこがどう悪いというふうにお考えな

て、最近事業税が申告納付になりますから、過去の分については適用するわけではありません。しかかもこの條文の適用は、この納期延長のためには、今かつておれば今直せばよい。かりにわかつておれば今直せばよい。されどもこの條文の適用は、この納期延長のためには、今かつておれば今直せばよい。されどもこの條文の適用は、この納期延長のためには、今かつておれば今直せばよい。

法律の施行後でありますから、過去の分については適用するわけではありません。しかかもこの條文の適用は、この納期延長のためには、今かつておれば今直せばよい。されどもこの條文の適用は、この納期延長のためには、今かつておれば今直せばよい。

小所得者の方は大体適正だといふ結論に至りますが、まだ出でないのです。小所得者の方は大体適正だといふ結論に至りますが、まだ出でないのです。

○立花委員 申しますのは、帳簿等がはつきりしてありますし、資産の再評価価格いうものも、はつきりしております。とにかく問題はないのです。ことに大資産については問題はないのです。

○野村委員長代理 立花委員にお願いしたいのですが、あと二、三質疑の方がありますので、なるべく簡単にあります。それは慎重に研究しなければならぬことがあります。最初政府が提案いたしました。初めてできた税でございまして、これは慎重に研究しなければならぬというわけで、最初政府が提案いたしました。むしろ小さい住家ことに農家、あるいは農地といふようなところで、相当問題が残つておるわけでございま

す。附加価値税は、御承知の通り世界で最初に課せられた税でございまして、これがはじめておこるときには、一年間延ばしておこう、

こういふことにしたのであります。その後いろいろ、実情を探索いたして来ましたところが、やはり相当この実施に

いたしておるわけでございます。その国会の方でそれでもまだ十分じやないか

るうということです。国会の御修正によりまして、二年間延ばすということになりました。二年間延ばすといふこと

については、実施の手続とか、いろいろ方針も考えなければなりませんし、また運用して行く上において考へなければなりません点が相当ござりますので、ま

だ検討の余地が残つておる、こう考へましたので、やつたわけでござります。これを実施することは、法律の規定に

おりまして実施しなければならないことですが、それを押しきつて、政府はお

よりまして実施しなければならないことを認めなければなりませんし、また公務員法とも矛盾して参ります面が出でますので、重大的な問題だと思います。この二つの問題を特に審議する機会がありますので、これは地方公務員が国家公務員よりも大幅に切下げられる。実際にこれは格下げになりますが、特にベースの問題なんか、地元の行政整理並びに地方公務員のベース・アップの問題ですが、これは本日詳しくお尋ねするのは差控えたいと思いますが、これについて特に機会をおつくりになつて、この委員会で検討をなさる御意思はあるのかどうか。これはぜひやりたいと思います。

○立花委員 これで両方の質問は終りました。大臣の御答弁を願いたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。附加価値税は、御承知の通り世界で初めておこるときには、一年間延ばしておこう、

こういふことにしたのであります。その後いろいろ、実情を探索いたして来ましたところが、やはり相当この実施に

いたしておるわけでございます。その国会の方でそれでもまだ十分じやないか

るうということです。国会の御修正によりまして、二年間延ばすといふこと

については、実施の手続とか、いろいろ方針も考えなければなりませんし、また運用して行く上において考へなければなりません点が相当ござりますので、ま

だ検討の余地が残つておる、こう考へましたので、やつたわけでござります。これを実施することは、法律の規定に

おりまして実施しなければならないことを認めなければなりませんし、また公務員法とも矛盾して参ります面が出でますので、重大的な問題だと思います。この二つの問題を特に審議する機会がありますので、これは地方公務員が国家公務員よりも大幅に切下げられる。実際にこれは格下げになりますが、特にベースの問題なんか、地元の行政整理並びに地方公務員のベース・アップの問題ですが、これは本日詳しくお尋ねするのは差控えたいと思いますが、これについて特に機会をおつくりになつて、この委員会で検討をなさる御意思はあるのかどうか。これはぜひやりたいと思います。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。われく政府側といたしましては、国会が、出て来て説明したとか、こういふことをするから出て来て御説明つしやれば、当然私は出て来て御説明もいたし、また御質問に応する次第で

いります。

○野村委員長代理 委員長に対する御質疑は、この問題は非常に重要なござりますので、先般内閣との連合審査もやつたわけですが、さらに理事会等に詰りまして、善処いたしたいと思いま

す。

○門司委員 私は案の内容については、この次の委員会でお聞きしたいと思うのです。ただ一点が一点だけ、大臣の説明書の中でお聞きしておきたいと思いますが、それは改正の第二点の附

加価値税のところであります。ここ

に、今立花君からもよつと触れておつたようではあります。が、今日のわが國の社会、経済情勢及び地方税制全般との関連上、予定通り附加価値税を実施することについては、なおしばらく慎重な検討を必要とするものがある、

こういふうに書いてあります。一体附加価値税を実施することについて

は、慎重な検討をするといふことに

なつておりますと、それから前段に書いてあります地方税制全般との関連上、こういふような字句が使つてあります。これが単に今の立花君に

する答弁だけでは、私ちよつとわからぬであります。政府はこの附加価値税を延ばすということと、それから地

方税法の総括的改正といふものを、一

す。附加価値税はさきほど申し上げま

したように、非常に新らしい税法でございまして、これをほんとうにスムーズに徴収して行く点においては、また

お願いしたいと思います。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。そうしてさしあたり納税者が届出をしなければならぬ時日が、非常に迫つておりますから、それまでに納税者がおりますが、実は地元がかかるいますので、先般内閣との連合審査もやつたわけですが、さらに理事会等に詰りまして、善処いたしたいと思いま

す。そういうことが、問題になつておりますか

うか、こう思つております。

それから附加価値税を今後やつて行くかどうかということは、むろんこれは法律でございますから、われ／＼といたしましては、やつて行かなければならぬ義務を持つておりますので、やつて行く気分には間違ひございません。

しかしながら一面地方財政の窮乏の場合はおきまして、また大きな新らしい画期的地方税法を実施しまし

た後に、いろいろ考えなければならぬ点もたくさんございますので、財政の立場から地方の財政を確立して行かなければならぬという点も考えまして、税法に大幅な改正も考えておる次第でござります。

そうしますと税法の改正をいたします場合に、附加価値税のこれ

につて二十名の遭難によりまして、多額の遺族扶助料を出さなければならぬという状態でございます。過般本会議におきまして、消防組織法を改正いたしたから、それはけつこうです。

それから今度の国家公務員の整理、それに関連して地方の公務員の行政整理に伴う退職金、これに対しても課税すべきが実施されておるのであります。それが結果といたしまして、この町においては多額な公務死亡に対するところの支出を要するということになつたのであります。これは法律の改正の結果、実際事情に即した処置になるというわけでありまして、まことに喜ばしいわ

ざいます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。国家公務員の退職金につきましては、相当大幅にこれを税金のかからぬようにならぬといふ方針で進んでおりまます。それと歩調をあわせまして、やはり地方公務員が退職金をもらいますときには、大幅に税金を下げるというような考え方をもつて臨んでおります。それと並んで、やはりありますするが、反面におきまして、町財政としては非常に苦しんでおりま

す。そういうことにつきましては、特に特別平衡交付金の制度が設けられておりますから、その方面からできるだけのことをいたしたい、こう考えております。

○野村委員長代理 両法案に對します質疑は、今日はこの程度にとどめておきます。

○野村委員長代理 この際小委員会設置の件につきましてお詫びをいたします。すなわち消防法の一部を改正する法律案起草のため、消防法に関する法律案を設置いたしたいと思います。

○門司委員 今委員長がきわめて簡単な御了解を得て、また地財委その他関係の当局にも、ひとつお願いいたしましたが、御異議ございませんか。

○門司委員 今委員長がきわめて簡単な御了解を得て、一体消防法改正をしなければならないということが、委員長の発議で行われるのか、あるいは委員会としてそういう問題に話されたのであります。が、どなたかの発案で出て来ておつてやるのか、これが議員提出ということになりますと、やはり委員長の考までありますと、やはり委員長の考まであります。この点ひとつ平衡交付

金の配分等におきましては、特別な考慮を得たいということをこの際申し上げておき、また各委員の方におかれましても、消防組織法において規定があります関係上、各地方とも今後かかる事例が発生するのである。これが同時に平衡交付金等において見られる陳情に対しましては、特別なる御配慮にあずかりたいとお願ひする次第であります。

○大矢委員 今私が聞かんとしておるところを立花君並びに門司君から聞かれたのであります。私も地方税法の全般的な改正と、それから附加価値税の改正するように、持つて行きたいと考えております。

○岡野国務大臣 その通りです。通常国会におきまして、地方税法を大幅に改正するように、持つて行きたいと考えております。

○野村委員長代理 お答え申し上げます。せんがために、二十六名ばかり救助に出了のであります。この者がかえつて遭難したという状態でございます。被害を受けますとともに、地元におきますところの消防団員が遭難船を救助せんがために、二十六名ばかり救助に出了のであります。この者がかえつて遭難したという状態でございます。過般本会議におきまして、消防組織法を改正いたしたから、それはけつこうです。

それから公務員の整理、それに関連して地方の公務員の行政整理に伴う退職金、これに対しても課税すべきが実施されておるのであります。それが結果といたしまして、この町においては多額な公務死亡に対するところの支出を要するということになつたのであります。これは法律の改正の結果、実際事情に即した処置になるというわけでありまして、まことに喜ばしいわ

ざいます。

○床次委員 この機会に委員の各位に

お聞かせください。この問題は、非常に

いとお考へになるのかどうか、案は実

はまだないわけでありますて政府からも出ておりませんし、どこからも出でない、その際に消防法のどこをどういうふうに改正するかということは、実際問題としては、まだこの委員会には何も諮られておりません。従つて委員長のお考へで、消防法のどこかを改正しなければならないということで、そういう委員会をつくる方がいいといふ御発議なら、それでもよろしうございますが、その点をひとつ明確にこの際しておきたい。

○野村委員長代理 私自身としても、この改正の必要性を認めておりますし、また本委員会におきましても、この必要性を認め、前国会に小委員会の制度を設けて、研究をいたしておつたわけであります。そういう観点から、小委員会の制度をこしらえまして、十分検討いたしたい、こういふ考え方でございます。ただいま申し上げましたように、この小委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○野村委員長代理 御異議ないと認めまして、さよう決します。つきましてはその小委員及び小委員長の選任は、委員長より指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○野村委員長代理 御異議ないと認めまして、委員長より指名することにいたします。まず小委員には  
大泉 寛三君 尾関 義一君  
河原伊三郎君 川本 末治君  
野村喜一郎君 鈴木 玄雄君  
床次 德二君 門司 亮君  
立花 敏男君 久保田鶴松君

大石ヨシエ君  
小委員長には  
川本末治君

を指名いたします。

本日の委員会は、これをもつて散会いたします。明日は午前十時より委員会を開会いたします。

午後零時三十九分散会

第十二回国会衆議院地方行政委員会議録第四号中正誤

頁段	行	誤	正
二 二 二	四より 至まで	によつて公布された地 方自治法の一部を改 正する法律	によつて公布された地 方自治法の一部を改 正する法律
三 一 末	飯島 健輔	飯島謙輔	飯島謙輔